

## 郡山市ふれあいピック負担金交付要綱

平成 22 年 4 月 1 日制定

平成 30 年 4 月 1 日改正

令和 2 年 3 月 26 日改正

[ 保健福祉部障がい福祉課 ]

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、郡山市の障がい者の施設、事業所及び個人が一堂に会し、体力の増進と社会参加、競技を通じての親睦を目的として開催されるふれあいピックの円滑な運営を図るため、その交付に関して郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第 2 条 負担金交付の対象となる団体は、ふれあいピック実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

(対象経費及び負担金の額)

第 3 条 負担金交付の対象となる経費は、実行委員会が大会運営に要する経費のうち、謝礼、費用弁償、競技用具費、記録費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、修繕費、損害保険料、使用料、賃借料及びその他必要な経費とし、その額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(実行委員会の責務)

第 4 条 実行委員会は、負担金交付の目的に従い、誠実に当該事業を行うよう努めるとともに、負担金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該事業が完了した年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。

(負担金の交付申請)

第 5 条 実行委員会は、ふれあいピック実施に要する経費の負担金交付申請を行うときには、規則第 4 条の規定により申請するものとする。この場合において、規則第 4 条第 3 号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 当該事業に係る収支予算書
- (3) 実行委員名簿

(支出の方法)

第 6 条 市長は、必要と認めるときは、負担金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第 7 条 実行委員会は、ふれあいピックが完了したときは、完了後 60 日以内又は事業が完了した日の属する年度 3 月 31 日までのいずれか早い日までに、規則第 14 条の規定により実績を報告するものとする。この場合において、規則第 14 条に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 実行委員名簿
- (2) 当該事業に係る収支決算書
- (3) 事業開催に係る記録写真等の書類

(負担金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定により実績報告書等を受理したときは、これを審査し、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、速やかに規則第15条の規定により補助金等交付額確定通知書により実行委員会に通知するものとする。ただし、実績に基づく精算額で交付決定した場合及び確定額が交付決定と同額である場合は省略する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、負担金の交付に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。